

# 建築物などの解体等作業の事前調査における留意事項

## 目視での見落としに注意!

建築物、工作物、船舶(鋼製の船舶に限る)の解体、破碎等の作業、石綿等の封じ込めまたは囲い込み工事を行う事業者は、石綿障害予防規則第3条に基づき、あらかじめ、その建築物などについて、石綿等の使用の有無を調査しなければなりません。事前調査の方法は、発注者から使用状況の通知を受けるとともに、目視、設計図書等を行って確認します。さらに、これらの方法で石綿等の使用の有無が明らかにならなかったときは、分析による調査が必要になります。

目視は事前調査の基本ですが、解体工事において建物内部に使われている石綿建材などが見落とされる例があります。以下の事例リストを参考に、見落としのない目視をお願いします。

目視での見落としやすい事例
内装仕上げ材(天井ボード、グラスウールやセメント板等)の下に石綿含有吹き付け材が存在する(過去の囲い込み工事等による)
石綿含有吹き付け材の上からロックウール(石綿含有無し)が吹き付けられる
鉄骨造の柱・梁に石綿含有吹き付け材が存在し、その内装仕上げ材としてモルタル等が使われている
鉄骨造の柱に吹き付けられた石綿含有吹き付け材の周囲をブロック等で意匠的に仕上っている
天井の一部に仕上げ材(意匠)として石綿含有吹き付け材が使用されている
煙突内部の石綿建材の上がコンクリートで覆われている
外装(外壁や柱)のボードや金属パネルの内側に石綿等が吹き付けられている
鋼板の仕上げ材の裏打ちとして石綿等が吹き付けられている
外壁とコンクリート床の取り合い(上階と下階を区画する)の層間塞ぎとして石綿等が詰められ、モルタル等で仕上げられている
防火区画の貫通部(給排水および電気設備)に石綿等が使用されている
準耐火建築物の、防火区画、異種用途区画などで建物全体の柱、梁の耐火被覆ではなく一部の柱、梁に耐火被覆で石綿含有の吹き付け材がある
敷居のない大フロアで、奥の1区画のみ石綿等が吹き付けられている
機械室や地下フロア等が用途変更され、石綿含有吹き付け材が使用された天井等が天井ボード等で仕切られている
以下のような見えない部分に石綿等が吹き付けられている ・ 玄関のひさしの中      ・ ガラリー内(結露や震動音防止のため)      ・ シャフト内      ・ パイプスペース ・ 最上階天井裏スラブ      ・ カーテンウォール裏打ち機械室      ・ 防火壁の書き込み部分      ・ 変電器裏
これらのほかにも、見落としやすい例は多くあります。漏れのない事前調査を行うために、見落としやすい石綿の吹き付け等の事例に関する情報を蓄積し、事業場内で共有するようにしてください。
【参考】 「石綿含有吹き付け材」には、主に耐火被覆用・吸音用・結露防止用としての吹き付け石綿、石綿含有吹き付けロックウール、湿式石綿含有吹き付け材と仕上げ用としての吹き付けパーライト、吹き付けバーミキュライト(ひる石吹き付け)があるので、使用されている場所や改修工事の有無の確認も重要なポイントになる。



# 建築物等の解体等の作業での労働者の 石綿ばく露防止に関する技術上の指針

## に示す 事前調査の留意事項

平成24年5月9日公表

石綿障害防止規則に規定する事前調査を行う際の留意事項全般が、この指針に示されています。目視の徹底とともに、以下の事項に留意して、適切な事前調査をお願いします。

### 1 発注者からの石綿等の使用状況の通知

- 発注者は、設計図書、過去の調査記録など石綿等の使用状況等の情報を持つ場合には、請負人に通知する。

### 2 目視、設計図書等による調査

- 石綿作業主任者技能講習修了者など、石綿に関し一定の知見を持ち、的確に判断できる者が行う。
- 事前調査は建築物等の建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握できるよう行う。
- 内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿等の使用の有無等を確認する際、国や製造企業等が提供する各種情報を活用する。  
国が公表するアスベスト含有建材データベース(<http://www.asbestos-database.jp/>)

### 3 分析による調査

- 石綿含有の分析は、十分な経験および必要な能力を持つ者が行う。
- 吹き付け材を分析する場合、石綿含有の有無(0.1%超)を判断するだけでなく、石綿の含有率も分析し、ばく露防止措置を講ずる際の参考とすることが望ましい。
- 補修、増改築がなされている場合や複数回の吹き付けが疑われるときは、吹き付けられた場所ごとに石綿含有の有無を判断する。試料の採取に当たっては、表面にとどまらず下地近くまで採取する。
- 分析方法は、日本工業規格(JIS)A1481またはこれと同等以上の精度を有する分析方法を用いる。

### 4 調査結果の記録および掲示

- 調査結果は、次の項目を記録する。調査結果には、写真や図面を添付し、調査した箇所が明らかになるよう記録することが望ましい。

#### 【調査結果の記録項目】

ア 事業場の名称	イ 建築物等の種別
ウ 発注者からの通知の有無	エ 調査方法および調査箇所
オ 調査結果(分析結果を含む)	カ 調査者氏名および所属
キ 調査を終了した年月日	ク その他必要な事項

調査結果の記録のうちイ、ウ以外の項目について作業場に掲示する。掲示に当たっては、労働者はもちろん、周辺住民にも配慮し、見やすい位置に掲示する。

- 調査結果の記録については、原本または写しを作業場に備え付ける。
- 石綿等が使用されていなかった場合でも、調査結果を記録・掲示・備え付ける。
- 調査結果の記録を40年間保存すること(発注者や建築物等の所有者も同様の保存が望ましい)。

#### 【参考】

平成24年10月25日基安化発1025第3号「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」